

(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後		改 正 前																																																																																																																																																																																																															
(18 更正の請求書(単体申告用))		(18 更正の請求書(単体申告用))																																																																																																																																																																																																															
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>更正の請求書 (単体申告用)</p> <p>※整理番号</p> </div> </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>更正の請求書 (単体申告用)</p> <p>※整理番号</p> </div> </div>																																																																																																																																																																																																															
<p>国税通則法第23条 法人税法第80条の2 地方税法第24条 租税特別措置法第66条の4</p> <p>の規定に基づき、自平成 年 月 日(事業年度) 至平成 年 月 日(課税事業年度)の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。</p>		<p>国税通則法第23条 法人税法第80条の2 租税特別措置法第66条の4</p> <p>の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。</p>																																																																																																																																																																																																															
記		記																																																																																																																																																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>この請求前の金額</th> <th>更正の請求金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">所得</td> <td>所得金額又は欠損金額</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上的軽減税率適用所得金額</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の金額(1-2)</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人税額</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人税額の特別控除額</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">差引法人税額(4-5)</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">税 人 額</td> <td>土地譲渡利益金</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上に対する税額</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>留保金</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上に対する税額</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 途 秘 匿 金</td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 途 秘 匿 金 額</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上に対する税額</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税額計(6+7+9+11+13)</td> <td>16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控 除 税 額</td> <td>18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引所得に対する法人税額(14-15-16)</td> <td>19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間申告分の法人税額</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引 納 付 すべき法人税額</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 金 額</td> <td>22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">地 方 法 人 税 額</td> <td>課税標準法人税額</td> <td>24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準法人所得金額に対する法人税額</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税留保金額に対する法人税額</td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税標準法人税額(22+23)</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22)に係る地方法人税額</td> <td>28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(23)に係る地方法人税額</td> <td>29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得地方法人税額(25+26)</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国税額の控除額</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額</td> <td>32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引地方法人税額(27-28-29)</td> <td>33</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間申告分の地方法人税額</td> <td>34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引 納 付 すべき地方法人税額</td> <td>35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 金 額</td> <td>36</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		この請求前の金額	更正の請求金額			円	円	所得	所得金額又は欠損金額	1		同上的軽減税率適用所得金額	2		内訳	3		その他の金額(1-2)	4		法人税額		5		法人税額の特別控除額		6		差引法人税額(4-5)		7		連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		8		税 人 額	土地譲渡利益金	9		同上に対する税額	10		留保金	11		同上に対する税額	12		使 途 秘 匿 金	13		使 途 秘 匿 金 額	14		同上に対する税額	15		法人税額計(6+7+9+11+13)	16		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	17		控 除 税 額	18		差引所得に対する法人税額(14-15-16)	19		中間申告分の法人税額	20		差 引 納 付 すべき法人税額	21		還 付 金 額	22		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23		地 方 法 人 税 額	課税標準法人税額	24		基準法人所得金額に対する法人税額	25		課税留保金額に対する法人税額	26		課税標準法人税額(22+23)	27		(22)に係る地方法人税額	28		(23)に係る地方法人税額	29		所得地方法人税額(25+26)	30		外国税額の控除額	31		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	32		差引地方法人税額(27-28-29)	33		中間申告分の地方法人税額	34		差 引 納 付 すべき地方法人税額	35		還 付 金 額	36		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>この請求前の金額</th> <th>更正の請求金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">所得</td> <td>所得金額又は欠損金額</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上的軽減税率適用所得金額</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の金額(1-2)</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人税額</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人税額の特別控除額</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">差引法人税額(4-5)</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">税 人 額</td> <td>土地譲渡利益金</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上に対する税額</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>留保金</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上に対する税額</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 途 秘 匿 金</td> <td>13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 途 秘 匿 金 額</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上に対する税額</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税額計(6+7+9+11+13)</td> <td>16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控 除 税 額</td> <td>18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引所得に対する法人税額(14-15-16)</td> <td>19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間申告分の法人税額</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引 納 付 すべき法人税額</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 金 額</td> <td>22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td> <td>23</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		この請求前の金額	更正の請求金額			円	円	所得	所得金額又は欠損金額	1		同上的軽減税率適用所得金額	2		内訳	3		その他の金額(1-2)	4		法人税額		5		法人税額の特別控除額		6		差引法人税額(4-5)		7		連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		8		税 人 額	土地譲渡利益金	9		同上に対する税額	10		留保金	11		同上に対する税額	12		使 途 秘 匿 金	13		使 途 秘 匿 金 額	14		同上に対する税額	15		法人税額計(6+7+9+11+13)	16		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	17		控 除 税 額	18		差引所得に対する法人税額(14-15-16)	19		中間申告分の法人税額	20		差 引 納 付 すべき法人税額	21		還 付 金 額	22		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23	
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額																																																																																																																																																																																																														
		円	円																																																																																																																																																																																																														
所得	所得金額又は欠損金額	1																																																																																																																																																																																																															
	同上的軽減税率適用所得金額	2																																																																																																																																																																																																															
	内訳	3																																																																																																																																																																																																															
	その他の金額(1-2)	4																																																																																																																																																																																																															
法人税額		5																																																																																																																																																																																																															
法人税額の特別控除額		6																																																																																																																																																																																																															
差引法人税額(4-5)		7																																																																																																																																																																																																															
連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		8																																																																																																																																																																																																															
税 人 額	土地譲渡利益金	9																																																																																																																																																																																																															
	同上に対する税額	10																																																																																																																																																																																																															
	留保金	11																																																																																																																																																																																																															
	同上に対する税額	12																																																																																																																																																																																																															
	使 途 秘 匿 金	13																																																																																																																																																																																																															
	使 途 秘 匿 金 額	14																																																																																																																																																																																																															
	同上に対する税額	15																																																																																																																																																																																																															
	法人税額計(6+7+9+11+13)	16																																																																																																																																																																																																															
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	17																																																																																																																																																																																																															
	控 除 税 額	18																																																																																																																																																																																																															
	差引所得に対する法人税額(14-15-16)	19																																																																																																																																																																																																															
	中間申告分の法人税額	20																																																																																																																																																																																																															
	差 引 納 付 すべき法人税額	21																																																																																																																																																																																																															
還 付 金 額	22																																																																																																																																																																																																																
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23																																																																																																																																																																																																																
地 方 法 人 税 額	課税標準法人税額	24																																																																																																																																																																																																															
	基準法人所得金額に対する法人税額	25																																																																																																																																																																																																															
	課税留保金額に対する法人税額	26																																																																																																																																																																																																															
	課税標準法人税額(22+23)	27																																																																																																																																																																																																															
	(22)に係る地方法人税額	28																																																																																																																																																																																																															
	(23)に係る地方法人税額	29																																																																																																																																																																																																															
	所得地方法人税額(25+26)	30																																																																																																																																																																																																															
	外国税額の控除額	31																																																																																																																																																																																																															
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	32																																																																																																																																																																																																															
	差引地方法人税額(27-28-29)	33																																																																																																																																																																																																															
	中間申告分の地方法人税額	34																																																																																																																																																																																																															
差 引 納 付 すべき地方法人税額	35																																																																																																																																																																																																																
還 付 金 額	36																																																																																																																																																																																																																
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額																																																																																																																																																																																																														
		円	円																																																																																																																																																																																																														
所得	所得金額又は欠損金額	1																																																																																																																																																																																																															
	同上的軽減税率適用所得金額	2																																																																																																																																																																																																															
	内訳	3																																																																																																																																																																																																															
	その他の金額(1-2)	4																																																																																																																																																																																																															
法人税額		5																																																																																																																																																																																																															
法人税額の特別控除額		6																																																																																																																																																																																																															
差引法人税額(4-5)		7																																																																																																																																																																																																															
連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		8																																																																																																																																																																																																															
税 人 額	土地譲渡利益金	9																																																																																																																																																																																																															
	同上に対する税額	10																																																																																																																																																																																																															
	留保金	11																																																																																																																																																																																																															
	同上に対する税額	12																																																																																																																																																																																																															
	使 途 秘 匿 金	13																																																																																																																																																																																																															
	使 途 秘 匿 金 額	14																																																																																																																																																																																																															
	同上に対する税額	15																																																																																																																																																																																																															
	法人税額計(6+7+9+11+13)	16																																																																																																																																																																																																															
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	17																																																																																																																																																																																																															
	控 除 税 額	18																																																																																																																																																																																																															
	差引所得に対する法人税額(14-15-16)	19																																																																																																																																																																																																															
	中間申告分の法人税額	20																																																																																																																																																																																																															
	差 引 納 付 すべき法人税額	21																																																																																																																																																																																																															
還 付 金 額	22																																																																																																																																																																																																																
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23																																																																																																																																																																																																																
(更正の請求をする理由等)		(更正の請求をする理由等)																																																																																																																																																																																																															
修正申告書提出年月日 平成 年 月 日		修正申告書提出年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																															
更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日		更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																															
還付を受けようとする金融機関等		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合</td> <td>2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合</td> </tr> <tr> <td>銀行 本店・支店</td> <td>貯金口座の記号番号</td> </tr> <tr> <td>金庫・組合 出張所</td> <td>2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合</td> </tr> <tr> <td>漁協・農協 本所・支所</td> <td>貯金口座の記号番号</td> </tr> <tr> <td>預金 口座番号</td> <td>3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>郵便局名等</td> </tr> </table>		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	銀行 本店・支店	貯金口座の記号番号	金庫・組合 出張所	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	漁協・農協 本所・支所	貯金口座の記号番号	預金 口座番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合		郵便局名等																																																																																																																																																																																																		
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合																																																																																																																																																																																																																
銀行 本店・支店	貯金口座の記号番号																																																																																																																																																																																																																
金庫・組合 出張所	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合																																																																																																																																																																																																																
漁協・農協 本所・支所	貯金口座の記号番号																																																																																																																																																																																																																
預金 口座番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合																																																																																																																																																																																																																
	郵便局名等																																																																																																																																																																																																																
税理士署名押印		税理士署名押印																																																																																																																																																																																																															
※税務署処理欄		※税務署処理欄																																																																																																																																																																																																															
部門	決算期	部門	決算期																																																																																																																																																																																																														
業種番号	整理簿	業種番号	整理簿																																																																																																																																																																																																														
備考	通信日付印	備考	通信日付印																																																																																																																																																																																																														
年月日	確認印	年月日	確認印																																																																																																																																																																																																														

改 正 後

(18 更正の請求書(単体申告用))

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第16項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていない^イであったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基 ^イ になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2又は <u>地方税法第24条</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基 ^イ となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第16項の規定に基づいて提出する場合	請求の基 ^イ になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

- (注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。）。
- 2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基^イになる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
 - 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(18 更正の請求書(単体申告用))

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2又は租税特別措置法第66条の4第16項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていない^イであったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2の規定に基づいて提出する場合	請求の基 ^イ となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第16項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

- (注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求の場合は9年以内となります（純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成24年3月31日までの間の適用については、7年以内となります。）。
- 2 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
 - 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
 - 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
 - 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書 (正本))

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみ場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 地方法人税のみ又は復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 法人税及び地方法人税の場合は、「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合(青色申告書に係る更正等) 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合(その他の処分) 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合(青色申告書に係る更正等) 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合(その他の処分) 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(19 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書 (正本))

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税の場合は「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 復興特別法人税の場合は、「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 <u>(追加)</u> 消費税及び地方消費税の場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合(青色申告書に係る更正等) 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合(その他の処分) 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 イ 青色申告法人及び連結法人に対してこの通知を行う場合(青色申告書に係る更正等) 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 ロ イ以外の法人に対してこの通知を行う場合(その他の処分) 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後

改 正 前

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

納 税 地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 年 月 日

税務署長
財務事務官

㊟

(新 設)

地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の 及び加算税の
至 年 月 日 賦課決定をしたから通知します。

記

区 分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人 税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円
		課税留保金額に対する法人税額	2	
	課 税 標 準 法 人 税 額	3		
1	に 係 る 地 方 法 人 税 額	4		
2	に 係 る 地 方 法 人 税 額	5		
	所 得 地 方 法 人 税 額	6		
	外 国 税 額 の 控 除 額	7		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	8		
	差 引 地 方 法 人 税 額	9		
欠損繰戻し	還 付 金 額	10		
	減 少 す る 還 付 加 算 金	11		
	差 引 合 計 地 方 法 人 税 額	12		
	既に納付の確定した地方法人税額	13		
	差引納付すべき又は減少(-印)する地方法人税額	14		
同上のうち仮装経理に基づ く過大申告の更正に伴う	還 付 地 方 法 人 税 額	15		
	繰越控除される地方法人税額	16		

この通知により納付すべき 又は減少(-印)する税額	
本 税 の 額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重 加 算 税 額	

賦 課 し た 加 算 税 の 額 の 計 算 明 細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額
申告 加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の 賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後 改 正 前

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで	=	延 滞 税 の 額 <small>(注) 4</small>
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>								
法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで								
3 6 5								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で、以下のとおり適用することになります。
- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)
 - ② 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、地方法人税法第19条第5項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされ
ていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされ
ていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされて
いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをししないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(32-2 地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(32-3 地方法人税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

(32-3 地方法人税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納 税 地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 年 月 日

税務署長
財務事務官 ㊟

地方法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり地方法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額 円	円
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(-印)する加算税の額	
	重 加 算 税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(-印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(-印)する加算税の額	
	重 加 算 税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(-印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(-印)する加算税の額	
	重 加 算 税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(-印)する加算税の額	

- 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(㊟)してください。
- なお、納付書には、納付すべき加算税の額を課税事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。
- (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合には、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(新 設)

改 正 後

(32-3 地方法人税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 課税事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(32-3 地方法人税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

(32-4 更正の理由書(地方法人税)(青色申告(実地・署内調査)用)(正本))

(正本)

更正の理由

貴法人備付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

Area with horizontal dashed lines for providing details of the correction.

(32-4 更正の理由書(地方法人税)(青色申告(実地・署内調査)用)(正本))

(新設)

改 正 後

(110 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書 <small>※整理番号</small> <small>※課税/非課税</small>		<small>※整理番号</small> 		
		<small>※課税/非課税</small> 		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人名等	法人名等 〒 () 局 署 電話 () -	
		納税地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所	〒 〒 〒	
届出の対象となる法人 (フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	法人税法第135条第4項 地方法人税法第29条第4項 の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税額 仮装経理地方法人税額 の還付を請求します。		
	記 			
	仮装経理法人税額 仮装経理に基づく過大申告の更正の対象(連結)事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額		仮装経理地方法人税額 仮装経理に基づく過大申告の更正の対象課税事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額	
	還付を受けようとする税額の計算 区 分 1 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額 2 還付法人税額 3 繰越控除された法人税額 4 仮装経理法人税額(1-2-3)	請求金額 ※金額 	還付を受けようとする税額の計算 区 分 5 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額 6 還付地方法人税額 7 繰越控除された地方法人税額 8 仮装経理地方法人税額(5-6-7)	請求金額 ※金額
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日 平成 年 月 日 (生じた事実の詳細) (その他参考となるべき事項)		地方法人税法第29条第4項に規定する事実の生じた日 平成 年 月 日 (生じた事実の詳細) (その他参考となるべき事項)		
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等		
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		
2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
還付を受けようとする金融機関等		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
税理士署名押印		税理士署名押印		
※税務署処理欄 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印	⑩			

26.09改正

(規格A4)

改 正 前

(110 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書 <small>※整理番号</small> <small>※課税/非課税</small>		<small>※整理番号</small> 		
		<small>※課税/非課税</small> 		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人名等	法人名等 〒 () 局 署 電話 () -	
		納税地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所	〒 〒 〒	
届出の対象となる法人 (フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	法人税法第135条第4項の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税額の還付を請求します。		
	記 			
	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額		仮装経理法人税額 還付法人税額 繰越控除された法人税額 仮装経理法人税額(1-2-3)	
	還付を受けようとする税額の計算 区 分 1 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 2 還付法人税額 3 繰越控除された法人税額 4 仮装経理法人税額(1-2-3)	請求金額 ※金額 	還付を受けようとする税額の計算 区 分 5 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 6 還付法人税額 7 繰越控除された法人税額 8 仮装経理法人税額(5-6-7)	請求金額 ※金額
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日 平成 年 月 日 (生じた事実の詳細) (その他参考となるべき事項)		地方法人税法第29条第4項に規定する事実の生じた日 平成 年 月 日 (生じた事実の詳細) (その他参考となるべき事項)		
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		
2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
還付を受けようとする金融機関等		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
税理士署名押印		税理士署名押印		
※税務署処理欄 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印	⑩			

24.06改正

(規格A4)

改 正 後 改 正 前

(110 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

(110 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

**仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う
記載要領等** 法人税額
地方法人税額 の還付請求書の

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。
- (1) 更正手続開始の決定があったこと。
 - (2) 再生手続開始の決定があったこと。
 - (3) 特別清算開始の決定があったこと。
 - (4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実
 - (5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項又は地方法人税法施行規則第8条第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。

- 1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。
- (1) 更正手続開始の決定があつたこと。
 - (2) 再生手続開始の決定があつたこと。
 - (3) 特別清算開始の決定があつたこと。
 - (4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実
 - (5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。

- 2 この請求書は、法第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。

- 2 この請求書は、法第135条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。

- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。
 - (4) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄
 - イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額1」欄には、(3)の金額を記載します。
 - ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
 - ハ 「繰越控除された法人税額3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。
 - (5) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額14」欄の「差引減少（－印）する地方法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。
 - (6) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄
 - イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額5」欄には、(5)の金額を記載します。
 - ロ 「還付地方法人税額6」欄には、地方法人税法第29条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
 - ハ 「繰越控除された地方法人税額7」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。
 - (7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。

- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。
 - (4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄
 - イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額1」欄には、(3)の金額を記載します。
 - ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
 - ハ 「繰越控除された法人税額3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。
- (追加)
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後 改 正 前

(186-3 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

(186-3 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の届出書付表二

算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%)	1			円
加算調整額 (8)	2			
減算調整額 (12)	3	外		
連結地方法人税個別帰属額 (1) + (2) - (3)	4	外		
加算調整額の計算				
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書(普通法人分)「9」×4.4%)	5			円
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×4.4%)	6			
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×4.4%)	7			
加算調整額 (5) + (6) + (7)	8	外		
減算調整額の計算				
外国税額の控除額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「51」)	9			円
連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書(普通法人分)「13」×4.4%)又は(連結法人税個別帰属額届出書(協同組合等分又は特定の医療法人分)「11」×4.4%)	10	外		
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×4.4%)	11			
減算調整額 (9) + (10) + (11)	12	外		

(新設)

改 正 後 改 正 前

(186-3 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

(186-3 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書)

**「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の
記載要領**

(新 設)

- | | |
|--|---|
| <p>1 この明細書は、連結子法人が、法人税法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、各連結事業年度に係る地方法人税法第15条第1項《連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。</p> <p>また、この明細書は、連結親法人が、地方法人税法第19条第4項《確定申告》の規定により、同条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。</p> <p>2 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額(連結法人税個別帰属額届出書「2」×4.4%)1」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス(Δ)である場合には、この算式により計算した金額にΔを付して記載します。</p> <p>3 「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。以下同じ。）である連結法人にあっては、その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「9」の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。</p> <p>なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあっては、この欄を記載する必</p> | <p>要はありません。</p> <p>4 「加算調整額8」の外書は、租税特別措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。この場合において、「加算調整額2」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を含めて計算します。</p> <p>(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額</p> <p>(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「8」の上段に外書として記載した金額の100分の4.4に相当する金額</p> <p>5 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額10」は、次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結親法人が普通法人である連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「13」の金額の100分の4.4に相当する金額</p> <p>(2) (1)以外の連結法人 その連結法人の連結法人税個別帰属額届出書「11」の金額の100分の4.4に相当する金額</p> <p>なお、「10」の外書の記載に当たっては、上記(1)及び(2)の連結法人の区分に応じ、それぞれ上記(1)及び(2)の欄の外書の金額の100分の4.4に相当する金額を記載します。</p> |
|--|---|

改正後

(187 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中 加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
連結親法人			百万円		
			円		
			外	円	
連 結 子 法 人	1		外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
連結子法人数	法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額	外		

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人	
	期中	加入した連結子法人数	法人
		離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人	

改正前

(187 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中 加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
連結親法人			百万円		
			円		
			外	円	
連 結 子 法 人	1		外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
連結子法人数	法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額	外		

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人	
	期中	加入した連結子法人数	法人
		離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人	

改 正 後 改 正 前

(187 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

なお、この一覧表は、地方税法第19条第4項《連結法人の地方税法確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の地方税法第15条第1項《連結法人の地方税法の個別帰属額の計算》の規定により計算される地方税法の負担額として帰せられる金額又は地方税法の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方税法の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、地方税法確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

おって、連結親法人が連結確定申告書及び地方税法確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方税法の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書及び地方税法確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

- (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。
- 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。
- 3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表】の各様式）を使用して作成してください。
- なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表】の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。
- (3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
- (4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の欄の金額を記載してください。
- イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
- (5) 「個別帰属額」欄の外書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表一」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額又は「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表二」の「連結地方税法個別帰属額4」欄の金額（そのいずれにも該当する金額がある場合には、これらの金額の合計額）を記載してください。
- (6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。
- (7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。
- (9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。
- なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。
- (注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(187 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

（追加）

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

- (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。
- 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。
- 3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表】の各様式）を使用して作成してください。
- なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表】の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。
- (3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
- (4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。
- イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
- (5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。
- (6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。
- (7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。
- (9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。
- なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。
- (注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改正後

(190 更正の請求書(連結申告用))

更正の請求書 (連結申告用)

※整理番号
※連結グループ整理番号

Header information form including tax authority name (税務署長殿), date (平成 年 月 日), and company name (法人名等).

国税通則法第23条 法人税法第82条 地方税法第24条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき 自平成 年 月 日(連結事業年度の連結確定申告)に係る 至平成 年 月 日(課税事業年度の地方税法確定申告)に係る 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

Main calculation table with columns for 'この請求前の金額' and '更正の請求金額'. Rows include '法人税額', '法人税額の特別控除額', '差引法人税額', '課税土地譲渡利益金額', '課税連留保金額', '課税用途秘匿金額', '法人税額計', '仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額', '控除税額', '差引連結所得に対する法人税額', '連結中間申告分の法人税額', '差引還付すべき法人税額', '翌期へ繰り越す連結欠損金', '課税標準法人税額', '課税標準法人税額の計算', '(22)に係る地方法人税額', '(23)に係る地方法人税額', '所得地方法人税額', '外国税額の控除額', '仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額', '差引地方法人税額', '中間申告分の地方法人税額', '差引還付すべき地方法人税額'.

Reasons for correction (更正の請求をする理由等) and submission details (修正申告書提出年月日, 更正決定通知書受領年月日, 添付書類).

Payment information (還付を受けようとする金融機関等) and signature section (税理士署名押印).

(規格 A 4)

改正前

(190 更正の請求書(連結申告用))

更正の請求書 (連結申告用)

※整理番号
※連結グループ整理番号

Header information form including tax authority name (税務署長殿), date (平成 年 月 日), and company name (法人名等).

国税通則法第23条 法人税法第82条 租税特別措置法第68条の88 の規定に基づき、自平成 年 月 日(連結事業年度の連結確定申告)に係る課税標準等 について下記のとおり更正の請求をします。

Main calculation table with columns for 'この請求前の金額' and '更正の請求金額'. Rows include '法人税額', '法人税額の特別控除額', '差引法人税額', '課税土地譲渡利益金額', '課税連留保金額', '課税用途秘匿金額', '法人税額計', '仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額', '控除税額', '差引連結所得に対する法人税額', '連結中間申告分の法人税額', '差引還付すべき法人税額', '翌期へ繰り越す連結欠損金'.

Reasons for correction (更正の請求をする理由等) and submission details (修正申告書提出年月日, 更正決定通知書受領年月日, 添付書類).

Payment information (還付を受けようとする金融機関等) and signature section (税理士署名押印).

(規格 A 4)

改 正 後

(190 更正の請求書(連結申告用))

更正の請求書(連結申告用)の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第17項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 82 条又は <u>地方税法第 24 条</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) <u>租税特別措置法第 68 条の 88 第 17 項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 6 年以内

(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、9 年以内となります(純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成 24 年 3 月 31 日までの間の適用については、7 年以内となります。)

- 2 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する申告については 1 年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方税法確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(190 更正の請求書(連結申告用))

更正の請求書(連結申告用)の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実^イに該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条又は租税特別措置法第68条の88第17項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 5 年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実 ^イ に該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 82 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内
(4) <u>租税特別措置法 68 条の 88 第 17 項</u> の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 6 年以内

(注) 1 純損失等の金額に係る更正の請求の場合には 9 年以内となります(純損失等の金額に係る更正の請求の場合であっても平成 24 年 3 月 31 日までの間の適用については、7 年以内となります。)

- 2 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する申告については 1 年以内となります。
- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる連結確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(192 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ (正本))

別紙 1 (翌期首現在連結利益積立金額) (枚のうち 枚目)

一連番号	区 分	翌期首現在連結利益積立金額
	法 人 名	
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額		
納 税 充 当 金		
未納連結法人税、未納連結地方法人税 及び未納連結復興特別法人税		
未納法人税、未納地方法人税 及び未納復興特別法人税		
未納道府県民税		
未納市町村民税		
差 引 合 計 額		

改 正 前

(192 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ (正本))

別紙 1 (翌期首現在連結利益積立金額) (枚のうち 枚目)

一連番号	区 分	翌期首現在連結利益積立金額
	法 人 名	
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額		
納 税 充 当 金		
未納連結法人税 及び未納連結復興特別法人税		
未納法人税 及び未納復興特別法人税		
未納道府県民税		
未納市町村民税		
差 引 合 計 額		

